

## 工事における再度入札の試行について

本市の工事入札においては、令和4年7月26日以降に公告した案件から、予定価格の範囲内に入札がなく（※）、かつ、予定価格を超過した入札者がいたときの取扱いについては、予定価格超過の入札者を対象に再度入札を試行しています。

このたび、令和8年度から、試行対象を拡大しましたのでお知らせします。公告中の工事案件が再度入札の対象案件であるかどうかは、入札公告の発注情報詳細画面においてご確認ください。

※ 最低制限価格を設けた場合にあっては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の入札がないとき

### 1 再度入札試行対象案件

- (1) 建築・電気・管以外の工種の場合、原則予定価格（税込み）2億円以上の工事
- (2) 建築工種の場合、原則予定価格（税込み）1億円以上の工事
- (3) 電気・管工種の場合、原則予定価格（税込み）5,000万円以上の工事
- (4) 不調再発注案件

※ 年度末（3月中旬～下旬）に開札を行う一部の案件については、予定価格にかかわらず、落札決定のスケジュール上、再度入札の非対象とする場合がありますので、入札公告の発注情報詳細画面をご確認ください。

### 2 再度入札の対象者

再度入札の実施対象案件において、当初入札に参加した者のうち、予定価格超過となる金額で入札した事業者（再度入札通知書が送付された事業者）

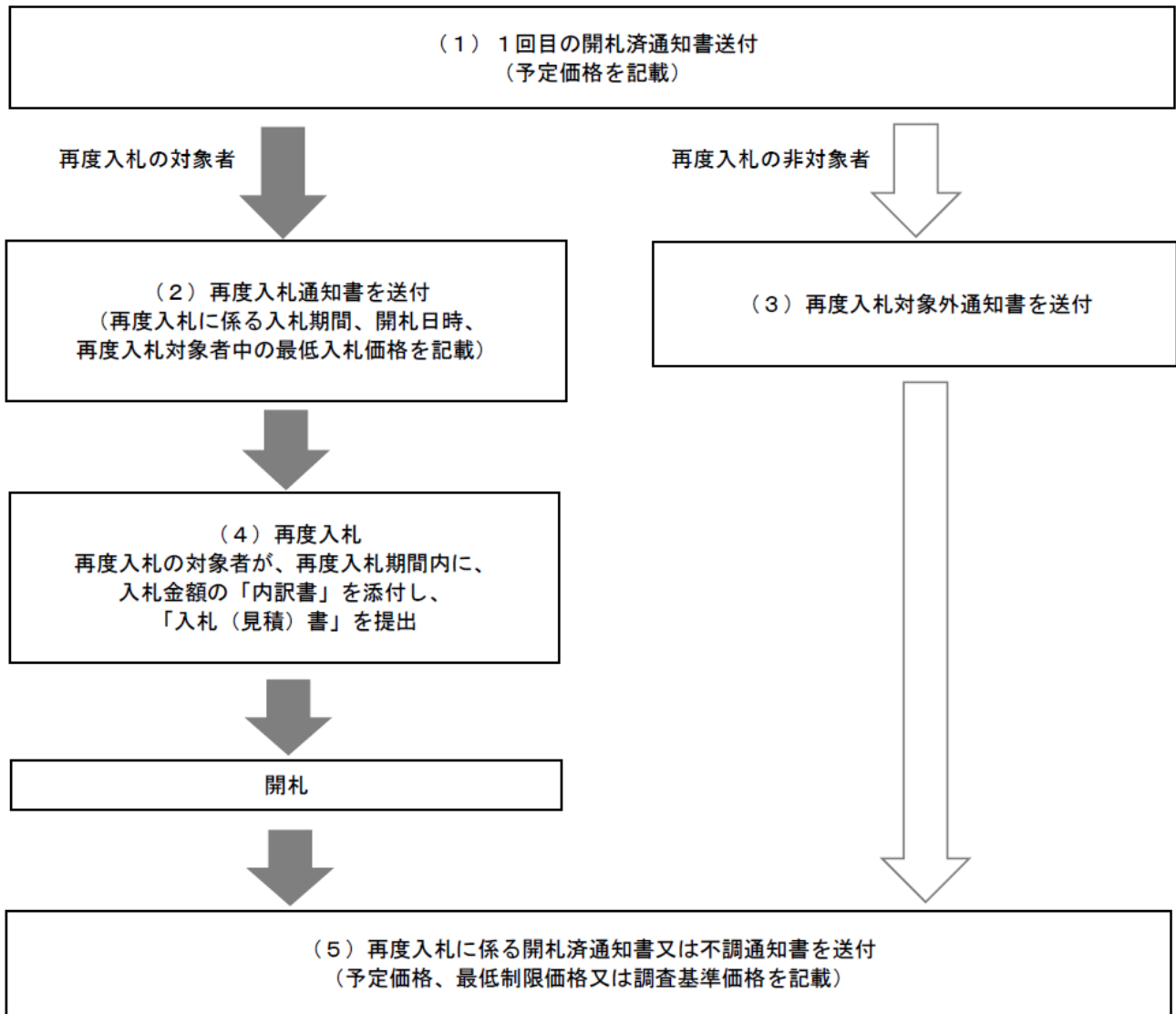
ただし、以下の者については、再度入札の対象者とはなりません。

再度入札の対象外となる者	・ 総合評価一般競争入札において、総合評価落札方式実施要領書に定める技術資料の提出をしなかった者 ・ 総合評価落札方式実施要領書の定めに従わない技術資料を提出した者
--------------	---

### 3 再度入札実施フロー

- (1) 開札処理実施後、入札参加者へ「開札済通知書」を送付します。
- (2) 再度入札の対象者に対し、再度入札に係る入札期間及び開札日時を記載した「再度入札通知書」を送付します。なお、再度入札に係る入札期間及び開札日は、原則、当初入札に係る入札期間及び開札日の1週間後とします。
- (3) 再度入札の非対象者に対し、「再度入札対象外通知書」を送付します。
- (4) 再度入札の対象者は、「再度入札通知書」に示された再度入札期間内に再度「入札（見積）書」を提出するとともに、当該入札金額の「内訳書」を添付します。（辞退することも可能）
- (5) 再度入札に係る開札処理実施後、再度入札の対象者も含む入札参加者へ「開札済通知書（又は不調通知書）」を送付します。

○フロー図



4 留意点

- (1) 3 (1)における1回目の開札処理実施後に送付される開札済通知書には、予定価格を記載し、最低制限価格及び調査基準価格については、3 (5)における再度入札の開札処理実施後に送付する開札済通知書（又は不調通知書）に記載します。
- (2) 金額入り設計書の閲覧及び積算疑義申立て期間については、3 (5)における再度入札の開札処理実施後に送付する開札済通知書送付日の午後1時から翌々開庁日の午後5時までとなります。3 (1)における1回目の開札処理実施後に送付される開札済通知書を以って、金額入り設計書の閲覧及び積算疑義の申立てを行うことはできません。
- (3) 再度入札を実施した場合、最低制限価格は当初入札において算出された額とし、再度入札においては、平成29年2月21日通知「工事契約における最低制限価格の算出に係るランダム係数設定方法の変更について」は適用しません。

5 工事における再度入札の導入に伴う指名停止緩和について

別添「工事入札の落札候補（予定）者通知後の辞退における指名停止緩和について」のとおり

## 6 その他

詳細については、「電子入札運用基準（工事請負関係）」及び公告に掲載する「入札契約に関する共通事項」をご確認ください。

### 【参考】具体例

#### 最低制限価格制度適用案件

	再度入札を実施	再度入札を実施しない	再度入札を実施しない
予定価格	○ ○ ○	○ ○	
最低制限価格		○	
	× × ×		○ ○

※ ×は、再度入札には参加できない

#### 低入価格調査制度適用案件

	再度入札を実施	再度入札を実施しない※	再度入札を実施しない※
予定価格	○ ○ ○	○ ○	○ ○
調査基準価格			△
		△ △	

※ ただし、△が、総合評価落札方式実施要領書に定める技術資料を提出しなかった者又は総合評価落札方式実施要領書の定めに従わない技術資料を提出した者の場合は、予定価格の範囲内に入札がなかった場合と同様に、再度入札を実施します。

(再度入札の制度に関すること)

横浜市総務局契約第一課工事契約係

電話：045-671-2246

(指名停止緩和に関すること)

横浜市総務局契約第一課工事第一係

電話：045-671-2244

(入札公告に関すること)

横浜市総務局契約第一課工事第一係 工事第二係

電話：045-671-2244、2228

## (別添) 工事入札の落札候補(予定)者通知後の辞退における指名停止緩和について

平成28年4月1日のお知らせ「工事入札の落札候補(予定)者通知後の辞退における指名停止緩和の変更について」により、工事の入札において、落札候補者等が落札者となることを辞退した場合の指名停止の緩和を行ったところですが、再度入札制度の試行にあたり、令和4年7月26日以降に公告又は指名する工事から次のとおりとします。

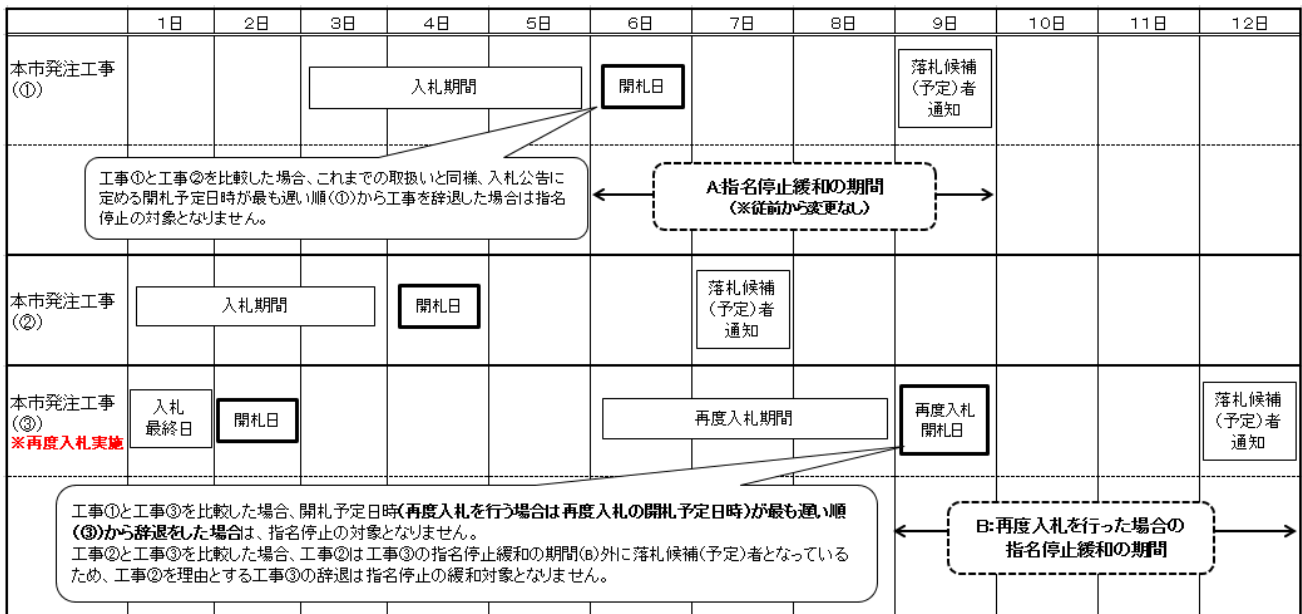
### 1 指名停止緩和期間について

工事の入札において、落札候補者等となった工事(以下、「落札候補工事」という。)の開札日から落札候補(予定)者通知日までの間に、他の本市発注工事の入札の落札候補者等となったことにより、落札候補工事の落札者となることを辞退する場合には、指名停止の対象としていませんが、**再度入札が行われた場合、上記開札日は「再度入札の開札日」と**します。

### 2 落札候補(予定)者辞退順について

辞退順について、入札公告又は指名通知書に定める開札予定日時の最も遅いものから順に行う必要がありますが、**再度入札が行われた場合、上記開札予定日時は「再度入札の開札予定日時」と**します(落札案件の選択はできません。)

【参考】令和4年7月26日以降公告分の辞退の取扱例(スケジュールは一例です。)



### 3 注意事項

- (1) 落札候補工事の一般競争入札(条件付)における資格確認書類を既に提出している場合は除きます。
- (2) 政府調達協定(WTO)対象工事を除きます。
- (3) 疑義申立てにより落札候補(予定)者通知が遅れた工事において、当初に配置を予定していた技術者が既に他の工事に従事してしまい代替がきかないことによる辞退の場合は、横浜市指名停止等措置要綱運用基準の「要綱別表2 関係」の「13 不正又は不誠実な行為」の「(3) 入札等における不正又は不誠実な行為」のアに定める「正当な理由」に当たるものとして指名停止の対象としません。
- (4) 総合評価落札方式対象工事で、再度入札が行われ、落札候補者等となった場合には、再度入札を実施するか否かを問わず、**当該工事の当初入札期間最終日の翌開庁日から、落札候補(予定)者通知日までの間**に他の本市発注工事の入札の落札候補者等となったことにより、総合評価落札方式による工事入札の落札者となることを辞退する場合には、指名停止の対象としません。